

事業名 **～全国初！全ての人に支援ができる制度をめざして～
離婚前後の親への支援をスタートします！**

ここがポイント	◆離婚によって子どもの生活が不安定にならないよう、養育費の未払いの解消と面会交流の実施を支援します。	予算額	3,670千円
	◆ 全国初！ ADR(裁判外紛争解決手続)の初期費用と1回目までの相談費用の一部を助成します。	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 臨時(<input type="checkbox"/> 新規・ <input type="checkbox"/> 継続) <input type="checkbox"/> レベルアップ

両親の離婚後、養育費の未払いや親との面会ができなくなるなど、子どもの生活が不安定になってしまうことがあります。
区は、親の離婚による子どもの心理的・経済的な負担を最小限にとどめるため、養育費の未払いの解消と面会交流の実施のための支援を開始します。

港区の現状

「保健福祉基礎調査(H28)」では、ひとり親世帯の子育ての悩みとして、「経済的余裕がないこと」が58.4%と最も多くなっています。また、年間40件程度、養育費の不払いに関する相談が区に寄せられています。面会交流に関する相談も年間20件程度あり、確実な面会の実施は、子どもの成長過程において、自己肯定感を高め心理的安定を図るために必要であり、支援が必要です。

支援内容

【対象者】	離婚を考えている親	離婚後の親
-------	-----------	-------

【実施内容】

- ①離婚前後の弁護士相談
- ②民間保証会社による養育費保証制度利用経費の補助、または**ADR(裁判外紛争解決手続)に係る費用の一部を補助**(上限額5万円)
- ③民間の面会交流支援機関を活用した面会交流の支援(中学生以下の子ども)(初回相談料6,000円及び面会交流コーディネーター15,000円(上限)×12月)

【回数】

①1回(予約制) ②20人/年 ③10組/年

【開始時期】4月から

①離婚前後の弁護士相談

離婚前後の保護者が養育費や面会交流の取り決めについて、弁護士と相談できます。

②養育費の保証推進事業

養育費の確実な確保のため、保証会社と養育費保証契約を結ぶ際の一部を補助 又は

全国初！

・ADRの初期費用と1回目までの相談費用の一部を助成(※)

23区初！

③面会交流コーディネーター事業

中学生までの子を対象に、安心、安全な状況で、別居親と面会交流できるようにコーディネーターします。



また、養育費や面会交流の調整を行う民間事業者からなる、「(仮称)港区ひとり親支援ネットワーク」を構築し、当事者への情報提供を行います！

親の離婚に伴う子どもの心理的・経済的負担を軽減し、子どもの健全な成長をサポートします！

問合せ	課長	子ども家庭課	野上
	☎	03-3578-2440 (直通)	
	係長	子ども家庭課 家庭相談担当	中村
	☎	03-3578-2449 (直通)	